

# 菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和元年9月10日（火）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

## 令和元年度第6回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和元年9月10日(火)午後3時00分から午後4時04分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

### 1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 議案第4号 農地中間管理機構事業(農地利用集積計画)に係る意見決定について
- (5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- (6) 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (7) 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について

### 2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄孝	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(0人)

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 欠 席	9番 渡邊 幸伸

(2) 欠席委員(1人)

8番 古庄 隆光

### 4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 西山 昌憲

農地集積専門員 高山 勇

令和元年度第5回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。  
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。  
それでは、会長に挨拶をお願いします。
- 会長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。  
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。
- 事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。  
それでは、会長よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。  
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。
- (賛同の声)
- ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。  
それでは、議事録署名人に1番 川端委員、2番 河北委員をお願いします。
- 本日の会議書記に事務局職員の西山さんを指名します。  
以上で、日程第1を終わります。
- つづきまして、日程第2の議事に入ります。
- 初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
- 事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。  
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなってい

るところであります。  
それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。  
申請地及び面積等は、議案書のとおりです。  
申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を8月30日（金）に実施しています。  
お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P4をご覧ください。  
農機具の確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、農業委員の宮村委員、推進委員の古庄委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は専業農家であり、規模拡大に意欲があるため、取得後においても人参等の作付けを行うとのことです。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の経営規模につきましては、20,920㎡であり、下限面積を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと。他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。  
集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断し

ます。  
以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

7 番農業委員 議案第 1 号の番号 1 について、7 番委員が説明します。  
譲受人は、専業農家であり、主に人参等の作付けをされています。規模拡大に意欲があり、地域農業の担い手でもありますので、特段問題ないと思われ  
ます。よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？

1 番農業委員 当該申請地の周辺は農振農用地か。これ以上の宅地化が進む可能性はあるか。

事務局 農振農用地です。農振除外の要件等に合致すれば、可能性はあります。

9 番農業委員 親子でなくても、贈与は可能か。

事務局 贈与は可能です。

他にありませんか？  
無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 1 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として  
意見決定とします。

次に、番号 2 について、事務局より説明をお願いします。

なお、6 番農業委員におかれましては、本人案件となりますので、議案第 1  
号の番号 2 の案件が終了するまで退室をお願いします。

事務局 議案第 1 号 番号 2 について説明します。  
申請地及び面積等は、議案書のとおりです。

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、先程と同じく、現地調査を8月30日（金）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P8をご覧ください。

農機具の確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するかどうか、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、農業委員の宮村委員、推進委員の古庄委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、譲受人は専業農家であり、規模拡大に意欲があるため、取得後においても人参・里芋等の作付けを行うとのこととです。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の経営規模につきましては、46,741㎡であり、下限面積を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと。他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見を申し上げます。

7番農業委員 議案第1号の番号2について、7番農業委員が説明します。  
譲受人は、専業農家であり、主に人参・里芋等の作付けをされています。規模拡大に意欲があり、地域農業の担い手でもありますので、特段問題ないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？  
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第1号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

6番委員については、採決が終了しましたので、入室をお願いします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第4条は、権利移動の伴わない自己転用でございます。  
議案書2ページ、番号1について説明します。

申請者及び転用面積は、議案書のとおりです。  
転用目的は、農機具倉庫です。

この議案につきましては、現地調査を7月5日（金）に実施しています。

本案件については、7月議案で申請のあった案件であります。一度取下げとなったものです。現地を確認しましたところ、現況は7月確認時に変わりありませんでしたので、そのまま7月確認時の写真を使用しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP9～P11をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。  
許可基準に照らした結果について説明します。

#### 1 農地転用許可基準に基づく検討状況

##### 1) 立地基準について

農地区分は農用地域内にある土地で、用途区分が農業用施設用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。  
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりがある農振農用地であり、原則転用不可であります。転用の目的が農業用施設で、農業の振興に資する施設の用に供するためのものであり、不許可の例外と判断しております。

なお、当該地は農振農用地であったため、農振法の軽微な変更により、農用地域の用途区分を農地から農業用施設用地に変更しているものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

8番農業委員

議案第2号の番号1について、8番農業委員が説明します。  
本申請地は、10ha以上の広がりのある農振農用地であります。軽微な変更により、用途区分を農業用施設用地に変更するとともに、転用目的が農業用施設であり、北側は牛舎、東側・南側は田で自作地、西側も田でほかの方が作付けされていますが、農機具保管庫の建設に伴い、日照等の影響は少ないものと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？  
無いようですので、採決を行います。  
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。



よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。  
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和元年8月29日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP3をご覧ください。

今月は、

1の利用権設定が10件の20筆で、合計面積50,861.00㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

第3号議案の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 菊陽町長より令和元年8月29日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。  
議案書の5～8ページをご覧ください。  
議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は4件の29筆で合計面積39,008.78㎡です。  
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

4番農業委員 公社との契約期間は、6年、7年、8年と刻んでも契約可能か。

事務局 可能です。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします

次に、議案第5号の番号1「非農地証明願について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号の番号1「非農地証明願について」説明します。  
申請地、面積及び申請理由等は、議案書のとおりです。

この議案につきましては、現地調査を8月30日（金）に実施しています。  
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP12～P13をご覧ください。

周囲が山林であり、約20年前から現地はすでに山林（竹林）となっており、農地の用を呈しておらず、周辺も山林（竹林）であり、広がりのある農地ではありません。故意的な違反転用ではないと認められるため、非農地とする

ことが妥当と判断しております。以上で説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

4 番農業委員 議案第 5 号の番号 1 について、4 番農業委員が説明します。  
本申請地は、事務局からの説明のとおり、以前より山林（竹林）となっており、今後耕作を行えるような農地ではなく、非農地とすることにより、周辺農家及び農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？

9 番推進委員 転用計画があるのか。

事務局 具体的な転用計画は、聞いておりませんが、20 年以上前から現状と同じような状態であり、地目変更をしたいとのことでした。

議 長 他にありませんか？  
ないようですので、採決を行います。  
議案第 5 号の番号 1 の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 5 号の番号 1 は、「非農地化相当」と決定します。  
次に、番号 2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 5 号の番号 2 について説明します。  
申請地、面積及び申請理由等は、議案書のとおりです。

この議案につきましても、現地調査を 8 月 30 日（金）に実施しています。  
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 14～P 15 をご覧ください。

以前は果樹を植えていたそうですが、高齢により耕作できなくなったとのことであり、現地はすでに山林となっており、農地の用を呈しておらず、北側に農地があるものの周辺は宅地及び山林であり、広がりのある農地ではありません。故意的な違反転用ではないと認められるため、非農地とすることが妥当と判断しております。以上で説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

1 番農業委員 第5号議案の番号2について、1番農業委員が説明します。  
本申請地は、事務局からの説明のとおり、以前より山林（竹林）となっており、今後耕作を行えるような農地ではなく、非農地とすることにより、周辺農家及び農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求めます。  
ありませんか？他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。  
議案第5号の番号2の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第5号の番号2は、「非農地化相当」と決定します。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、議案書の10～11ページをお願いします。農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は5件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。  
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。  
次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第2号について、議案書の12ページをお願いします。農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか？

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。  
議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

(午後4時04分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和元年9月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人